

関市副市長、教育長、監査委員を選任しました

照会先 秘書課 ☎23-7710 FAX23-7744

欠員となっていた関市副市長を、また遠藤俊三前教育長の任期満了に伴い関市教育長を、高木十四三前監査委員の退職に伴い監査委員をそれぞれ4月1日付けで、新たに次の方々を選任しました。この選任により関市副市長は2人体制となります。



副市長 青山 雅紀氏

前関市市長公室長
任期 平成22年4月1日～
平成26年3月31日



教育長 吉田 康雄氏

元岐阜県立関高等学校長
元岐阜県教育委員会教職員課長
など
任期 平成22年4月1日～
平成26年3月31日

監査委員 林 隆一氏 公認会計士
任期 平成22年4月1日～平成26年3月31日

関市森林整備計画の改定について

市では、「災害に強い森林づくり」を進めるため、県が策定した伐採、造林、間伐、作業道(路)などの新たな森林整備の考え方に基づき関市森林整備計画を改定し、4月1日に施行します。

また、伐採について、この整備計画に適合するかを確認するため、伐採手続きを一部変更します。

ここでは、皆伐施業に関する主な考え方について紹介します。その他の項目および詳細については、関市森林整備計画書をご覧ください。

【伐採（皆伐施業）に関すること】

1 人工林・天然林 共通事項

- ① 大面積の伐採をやむを得ず行う場合は、空間的・時間的に分散させる。
- ② 造林の限界である標高1,400m以上または積雪深2.5m以上の山地は更新が難しく、更新が完了するまで長期間を要することから、大面積の伐採は行わない。
- ③ 次の場所で、林地の保全、雪崩・落石・寒風害の防止などのために必要がある場合は、裸地化を避け、列状または塊状の保護樹帯を残す。
*尾根 *谷筋 *人家や道路沿いの急傾斜地 *作業道の下方 *地形や地質条件が悪く崩壊の危険が高い場所
*下降斜面の変曲点 など

2 人工林の場合

- ① 原則として、小面積かつ分散的な皆伐とする。
- ② できる限り保残木施業(1haを超える皆伐は、平均径以上の立木を50～100本/ha程度)を行う。保残木は、急傾斜地、岩石地などでは、ある程度集団的に配置する。
- ③ 1haを超える伐採にあたっては、1の③の保護樹帯として2～3列(20～30m)程度の幅で残す。
- ④ 1haを超える伐採にあたっては、ササなどが繁茂したり土壌が極めて悪かったりなど、森林の更新が困難な場所では裸地化を避ける。

3 天然林の場合

- ① 若齢林では萌芽更新によるものとするが、老齢林など萌芽更新が見込まれない場合には、天然更新しやすいように一定期間「母樹」を残す。

伐採手続きに関しては、人工林で1haを超える伐採の場合について、森林法第10条の8に基づく伐採届に関しては、図面の添付を、また、同法第15条に基づく伐採届に関しては、県の統一的な運用として事前に第10条の8に基づく伐採届(図面添付)の提出をお願いすることとした。

施業が、整備計画に適合しない場合には、施業の勧告、罰則などを課すこととなりますので、森林整備計画に基づき施業を進めていただくとともに、伐採届の図面の添付などをしていただきますようご協力をお願いします。

照会先 林業振興課 ☎23-9251 FAX23-7741
岐阜県林政課森林調査担当 ☎058-272-1111 FAX058-278-2702